Web年金広報

2025年5月号
Vol.146（通巻791）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

- 【年金制度改正法案情報】自由民主党が次期年金制度改正法案を議論
- アメリカ年金制度の減額措置（WEP）が廃止
- 2023年の人口は0.48%減少～国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2025）」～
- 2025年度社会保障制度説明会を開催
- 2025年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.8%

◆【年金制度改正法案情報】自由民主党が次期年金制度改正法案を議論

自由民主党は4月17日に開催した厚生労働部会・社会保障制度調査会年金委員会の合同会議において、次期年金制度改正について、これまで自民党が実施したヒアリングで示された指摘への対応について厚生労働省が提案し、議論を行った。

自民党のヒアリングでは、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了について、「現在の厚生年金受給者への影響に配慮し、現受給者の年金を守るべき」といった意見が示されていた。厚生労働省は、基礎年金を底上げする具体的な仕組みとして基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了を提案していたが、「十分な理解が得られていないことから、今回の法案に規定しない」とした。

また、前回の年金制度改正法（令和2年法律第40号）の附則には、「社会経済情勢の変化に対応した保障の一層の強化等の観点から、基礎年金のマクロ経済スライドの長期化とそれに伴う基礎年金の給付水準の低下を踏まえた、所得再分配機能の強化等について検討を加え、必要な措置を講ずる」旨が規定されている。これを受けて、「この附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、厚生年金受給者に不利にならないよう配慮措置を設けた上で、次期財政検証の翌年度（2030年度を予定）まで厚生年金のマクロ経済スライドを継続する」とした。

さらに、マクロ経済スライド調整を継続する場合、ヒアリングの指摘にも対応し、厚生年金受給者に不利にならないように、2026年度から2030年度の厚生年金（報酬比例部分）の調整率を3分の1に抑制し、調整を緩やかにする。調整率を3分の1に抑制した場合の年金額改定への効果のイメージとして、報酬比例部分の年金額が月額10万円の場合、令和7年度における実際の年金額改定を例にとると、現行制度では月額400円伸びが抑制されるのに対して、調整率を1/3とした場合、月額130円程度、年金額の伸びが抑制されることを示した。報酬比例部分の所得代替率の推移（過去30年投影ケース（実質ゼロ成長））でみると、2025年度現行24.9%（1/3の場合24.9%）が、2026年度24.8%（24.9%）、2027年度24.7%（24.8%）、2028年度24.6%（24.8%）、2029年度24.6%（24.7%）、2030年度24.6%（24.6%）となる。

4月24日に開催された自民党厚生労働部会では、法案（次頁資料）の審査を実施した。自民党出席者からは法案自体には異論が出なかったが、国会提出の可否をめぐって意見が分かれ、対応は長坂康正厚生労働部会長に一任し、政務調査会・総会で手続きを進めることとした。なお、一部の出席者からは「国民の制度に対する理解が進んでいない」との意見も出されていた。政府は与野党とも調整を行い、5月に法案を閣議決定して国会提出することを予定している。

＜資料＞　*抜粋

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要

●改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年金の引上げ等の措置を講ずる。

●改正の概要

Ⅰ．働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1.被用者保険の適用拡大等

①短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃し、企業規模要件を段階的（令和9年10月1日～令和17年10月1日）に撤廃する。

②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。

③労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2.在職老齢年金制度の見直し

支給停止となる収入基準額を62万円に引き上げる。

3.遺族年金の見直し

①18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。

②遺族基礎年金の受給権のない父母と生計を同じくする子の遺族基礎年金の支給停止規定を見直す。

4.厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

上限額を65万円⇒68万円⇒71万円⇒75万円に段階的に引き上げる。

Ⅱ．私的年金制度の見直し

①個人型確定拠出年金の加入可能年齢上限を70歳未満に引き上げる。

②企業年金の運用の情報を厚生労働省が公表する。

Ⅲ．その他（省略）

●施行期日

令和8年4月1日

（Ⅰ.1.③は令和8年10月1日、4.の68万円への引上げは令和9年9月1日、1.①の企業規模要件撤廃は令和9年10月1日、賃金要件撤廃・Ⅱ.①は公布から3年以内の政令で定める日、Ⅰ.4.の71万円への引上げは令和10年9月1日、75万円への引上げは令和11年9月1日、Ⅰ.1.②は令和11年10月1日、Ⅱ.②は公布から5年以内の政令で定める日など）

◆アメリカ年金制度の減額措置（WEP）が廃止

アメリカ合衆国の年金制度には、アメリカの年金と日本の厚生年金等の両方を受給している場合、アメリカの年金の支給額を一定割合減じるWEP（Windfall Elimination Provision）という制度がある。アメリカでは、2025年1月にこの制度を廃止する法律が制定され、2024年1月分（2月受け取り分）以降の年金について、減額措置を行わないこととなった。

既にアメリカの社会保障年金を受給し、WEPの適用を受けている人については、2025年3月に、SSA（Social Security Administration）において支給額の調整が行われた。SSAでは年金の受取に関する住所や口座情報が最新であることを確認することを推奨している。

なお、2023年12月分（2024年1月受取分）以前の年金については引き続きWEPが適用されるが、2022年8月にSSAにおいて日本の国民（基礎）年金についてはWEPが適用されないよう見直しが行われている。こちらについても過去の支給分の見直し作業が引き続き実施されており、必要と判断された人には随時給付額の訂正が行われる予定となっている。

◆2023年の人口は約0.48%減少
～国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2025）」～

国立社会保障・人口問題研究所は4月30日、「人口統計資料集（2025）」を公表した。これによると、2023年の総人口は1億2,435万2千人で、前年より59万5千人（約0.48%）の減少となった。出生数75万8千人、死亡数159万5千人で、自然増加（出生数と死亡数の差）はマイナス83万7千人であった。総人口のうち、65歳以上の高齢者の人口は3,622万6千人で、全体の約29.1%を占める。この高齢者の比率は、2045年には約36.3%、2070年には約38.7%になることが推計されている。

労働力で2023年の人口を見ると、15歳以上の人口1億1,017万人のうち、就業者と完全失業者を合計した労働力人口は6,925万人で労働力率は約62.9%となる。高齢者の労働人口の増加等を反映して年々上昇することが予想されており、2030年には64.4%、2040年には67.0%となるとしている（**図**）。

＜図＞　労働力率の将来推計

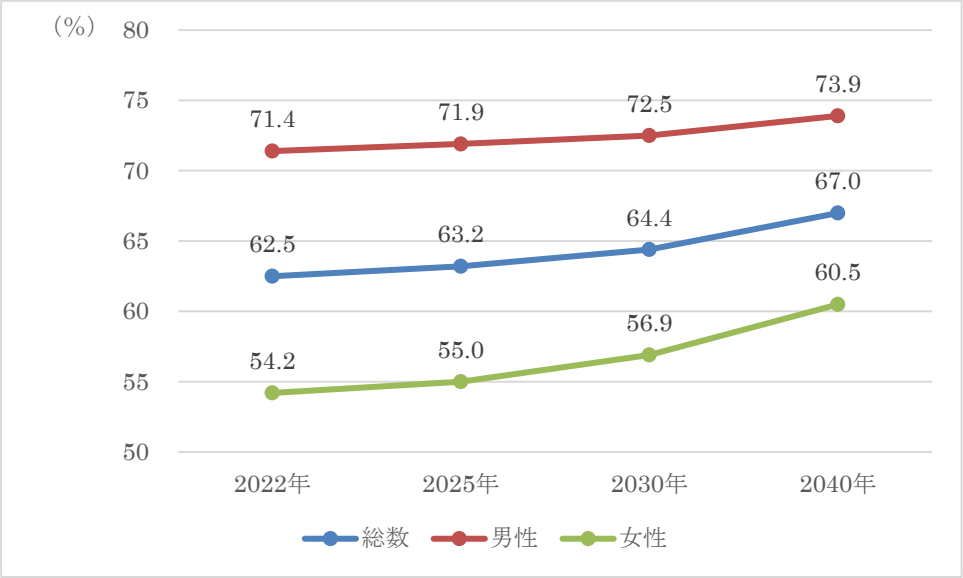

◆2025年度社会保険制度説明会を開催

日本年金機構では、全国の年金事務所ごとに、事業主や社会保険事務担当者を対象とした「社会保険制度説明会」を6月に開催することとしている。プログラムの一例は次のとおり。

【社会保険制度説明会の説明プログラムの一例】

●オンラインサービス　…　算定基礎届などの手続きの電子申請など機構が提供しているオンラインサービスについて
●届出誤りの多い事例　…　届出の誤りが多い事例を紹介
●子育て支援のための制度　…　産前産後休業や育児休業時の保険料免除について
●算定基礎届の作成方法　…　毎年7月に届出を行う算定基礎届の作成方法について

※社会保険制度説明会の日時・会場等については、日本年金機構ホームページの各都道府県の開催案内（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html）に掲載。

◆2025年2月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.8%

厚生労働省は4月25日、2025年2月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年2月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の83.8%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は768万月で、納付月数は644万月。

【2023年2月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.4ポイント増の84.8%であった。納付対象月数は751万月で、納付月数は637万月。

【2024年2月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.7%であった。納付対象月数は761万月で、納付月数は630万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.4%、2年経過納付率で島根県の92.4%、1年経過納付率で新潟県の90.7%となった。